

【安全性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑（事故への備え）

提供者に対し、賠償責任保険等の措置を備えるよう求める、シェア事業者において賠償責任保険等の措置を備えるなど、万が一の事故に備えること。

☑（提供者の本人確認）

利用者が事前に依頼した提供者本人であることを確認するよう、利用者に注意喚起すること。

☑（緊急事態等への対処方法）※子どもの安全

事故等が発生した場合の対処方法を提供者及び保護者間で明確にするよう促すこと

☑（サービス実施状況の確認）※子どもの安全

保護者の求めに応じて、提供者が保護者に対してサービスの実施状況等を連絡すること

【適法性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑（許可等を証明する書類の提示）

提供者と利用者が直接対面するサービスにおいては、提供者に対し、許可書類を利用者に提示するよう周知し、利用者に対してもそれを確認するよう注意喚起すること。

【全てのプラットフォームに要求される事項】

☑（相談窓口の設置）

提供者、利用者又は第三者から、電話や電子メール等による問合せ、連絡、相談等を受け付けるための窓口を設置すること等

☑（トラブル解決のサポート）

当事者間でのトラブル解決を基本としつつ、トラブルの解決に努めること。

【全てのプラットフォームに要求される事項】

☑（情報の取扱いに係る規律の整備）

提供者・利用者に係る情報の取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備すること。

☑（組織体制の整備）

提供者・利用者に係る情報を取り扱う従業員が複数いる場合、責任ある立場の者とその他の者を区分すること。

☑（情報の取扱い等）

あらかじめ整備された取扱方法に従って、提供者・利用者に係る情報が取り扱われていることを責任者が確認すること。

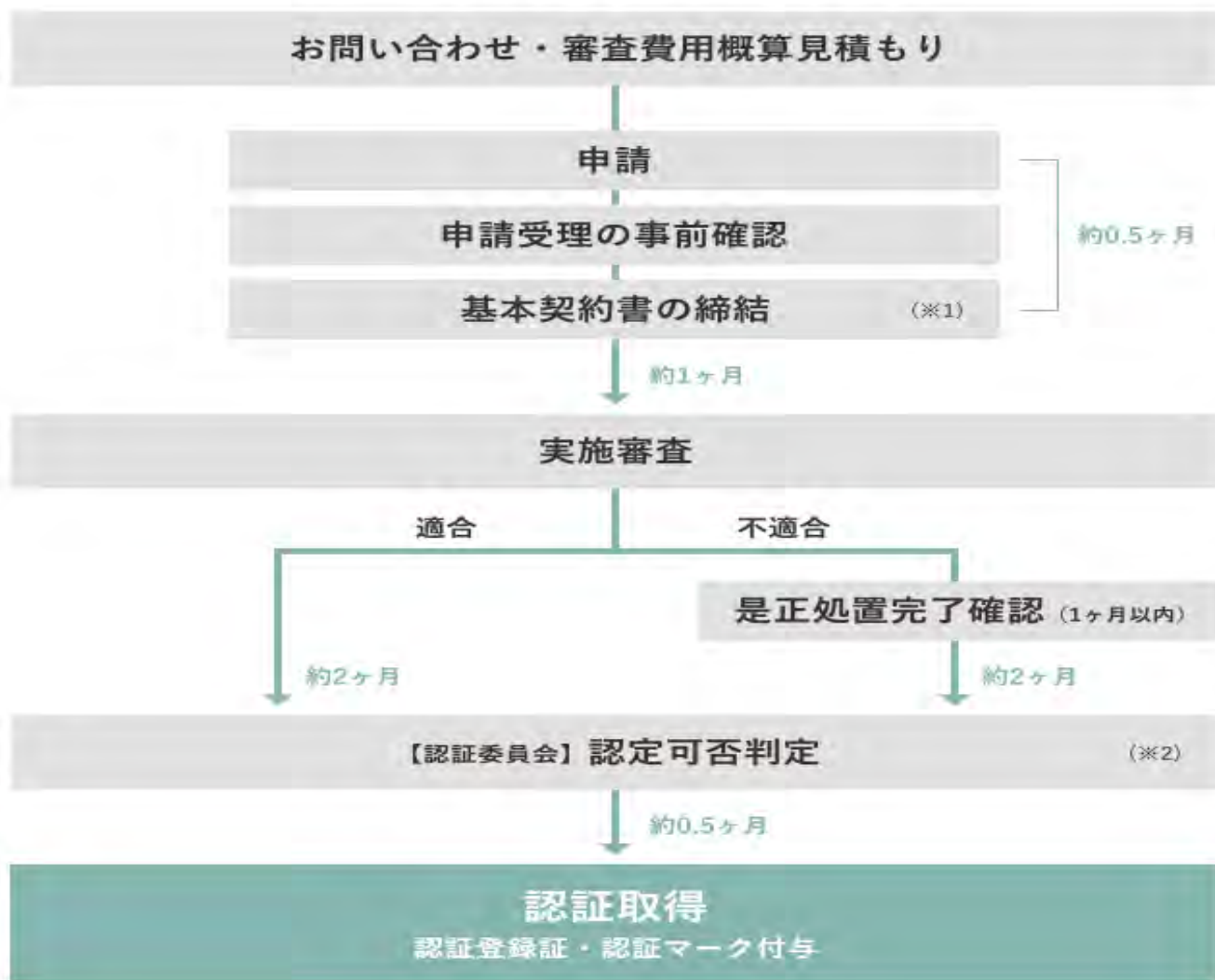
☑（漏えい等事案に対応する体制の整備）

漏えい等の事案の発生時に備え、従業員から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認すること。

☑（従業員の教育）

提供者・利用者に係る情報の取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修等を行うとともに、情報についての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込むこと。

・・・etc.



①納税促進

一定の売り上げを超える提供者に対しては一斉送信等で確定申告を促すことの誓約を上乗せ基準として盛り込んだ。

②売上金分別管理の指導

認証対象サービスを運営する企業の財務基盤については、判断が困難なため、審査しないこととした。ただし、ホスト（提供者）の売上金の分別管理は要求し、決済代行会社などを利用してプラットフォーマーの倒産リスクをホストに負担させないように注意喚起を行っている。

③社内規程の扱い

申請内容を「社内ルール」に準じた定めとして適用・改善していただける旨の宣言を以って、申請書を次回審査まで適合が維持される旨の根拠とした。

2017年3月1日	第1回委員会
6月1日	ローンチ・申請受付
7月25日	第1号グループに認証マーク付与（6社6サービス）
11月9日	第2号グループに認証マーク付与（9社9サービス）
2018年3月9日	第3号グループに認証マーク付与（3社3サービス）
9月上旬	第4号グループに認証マーク付与予定

ISO対応状況

2017年3月 IWAカンファレンス@カナダ

5月～ 経済産業省国際標準課・日本規格協会（JSA）と連携開始。

9月 IWA27“**Guiding principles and framework for the sharing economy**”発行

2018年2月 BSI（英国規格協会）と連携してモデルガイドラインの規格化（PAS）に向けて活動開始

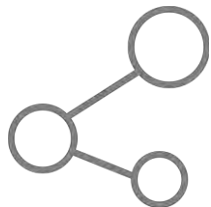
5月 太平洋地域標準会議（PASC）（@岡山）にて登壇・発表

6月 北東アジア標準化協力会議（NEASF@杭州）にて登壇・発表

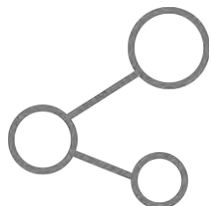
7月～10月 Steering Group meeting（@英国）にて議論

8月 ISO TC設置提案

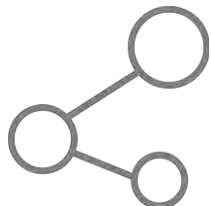
→ 2018年度中にPAS完成目標、2019年度ISO化目標



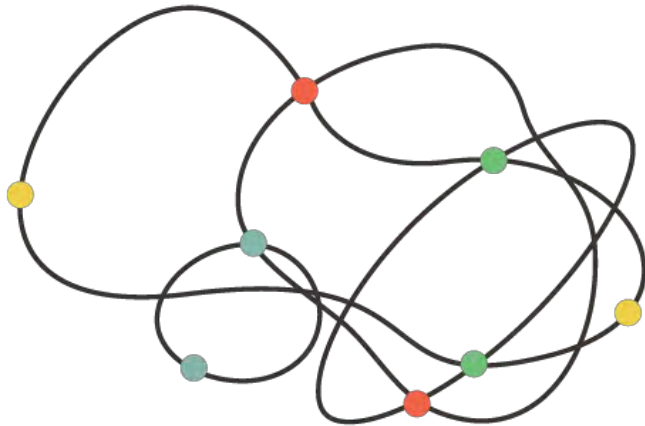
P D C Aサイクルの高速回転（制度＋各プラットフォーム）による業界全体の底上げ



利用者側・提供者側のモデルガイドラインの策定に向けた動き（利用者・消費者への啓発：大谷委員資料10 p）



国際標準化に向けた動き



一般社団法人
シェアリング
エコノミー協会